

## 須賀川市クラウドファンディング活用支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内での創業及び市内事業者の販路拡大を支援し、本市産業の振興を図るため、クラウドファンディングを活用した資金調達を行う個人、法人及び任意団体（以下「団体等」という。）に対し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任意団体 同じ目的を持つ複数の者で組織する法人格のない団体をいう。
- (2) クラウドファンディング ウェブサイト（以下「サイト」という。）を活用して資金を調達する仕組みをいう。
- (3) 運営事業者 クラウドファンディングのプラットフォームを有し、契約により利用するサービスを提供する事業者をいう。
- (4) プロジェクト クラウドファンディングにより調達する資金で実施する事業をいう。
- (5) 目標支援金額 当該プロジェクトにおいて資金調達したい金額をいう。
- (6) 調達額 当該プロジェクトにおいて実際に調達した金額をいう。
- (7) 専門家 ライティング、写真・映像撮影及び編集、デザイン並びにマーケティングの専門家をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。

- (1) 市内で事業を営む（予定を含む）個人、法人又は任意団体であること。
- (2) プロジェクトをサイトに公開するための契約を運営事業者と締結していること。
- (3) 補助金の交付を申請する時に納期の到来している市税等の滞納がないこと。この場合において、任意団体にあつては、代表者に関するものとする。
- (4) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第1号から第

3号までの規定に該当しない者であること。

(対象プロジェクト)

第4条 補助金の対象となるプロジェクトは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内における創業
- (2) 新商品及び新サービスの開発並びに販路の開拓
- (3) 新事業展開（フランチャイズ事業は除く。）
- (4) 市内のにぎわい創出のために開催する事業
- (5) その他市長が補助金の交付が適当であると認める事業

(対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に掲げる専門家による支援業務は別表第2のとおりとする。

3 当該プロジェクトに要する経費に対し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受け  
る場合は、この要綱による補助金は交付しない。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する別に定める添付書類は、次に掲げるものとし、プロジェクトをサイトに公開する前に交付申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式）
- (2) 納税状況確認承諾書（第2号様式）
- (3) 市外在住者にあつては納税証明書
- (4) 運営事業者と締結した契約書の写し又は運営事業者からの許可と手数料が分かる書類
- (5) 運営事業者に提出した応募申込書等プロジェクトの詳細が分かる資料
- (6) 法人にあつては定款の写し及び法人の事業内容が分かるパンフレット等
- (7) 任意団体にあつては規約、構成員名簿及び代表者の住民票の写し
- (8) 個人にあつては住民票の写し
- (9) 専門家による支援を受ける場合は、専門家と締結した契約書等の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第17条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるも

のとする。

- (1) 実施状況報告書（第3号様式）
- (2) 運営事業者に手数料を支払ったことが分かる書類の写し
- (3) 専門家による支援を受けた場合は、その支援に要した経費を支払ったことが分かる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
運営事業者と契約した 目標支援金額又は調達 額のいずれか少ない金 額に関する手数料（消費 税及び地方消費税を除 く。）	10／10	40万円、または目標支援 金額の1／2のいずれ か少ない金額
専門家による支援業務	1／2	

別表第2（第5条関係）

専門家による支援業務	支援業務の定義
ライティング	クラウドファンディングページ作成における「掲載文章の構成、文章ライティング、広報文章の作成」の指導及び実行に関すること。
写真、映像撮影及び編集	クラウドファンディングページ作成における、返礼品の写真やページ内に掲載する写真・動画の撮影・編集の指導及び実行に関すること。
デザイン	クラウドファンディングページ作成における、返礼品や挿絵デザインの指導及び実行に関すること。ただし、クラウドファンディング案件に直接関係のない、事業者WEBページの作成や、プロダクトのデザイン等はこれに含まないこととする。
マーケティング	特に大きな案件に係る「返礼品の制度設計、ブランディング戦略、クラウドファンディングに紐づく事業計画、経営企画等」の指導及び実行に関すること。